○四国地方整備局告示第三十九号

肱川水系に係る指定区間外の一級河川について、河川法（昭和三十九年法律第百六十七号）第六条第一項第三号の区域について、昭和四十五年三月三十一日愛媛県告示第三百号を次のように改める。

関係図面のうち「第一図から第七図」を「第一図から第九図」に改める。

その関係図面は、四国地方整備局及び同局肱川ダム統合管理事務所に備え置いて縦覧に供する。

令和八年四月三日

四国地方整備局長　奥田　晃久

（図面省略）

○四国地方整備局告示第四十号

河川法（昭和三十九年法律第百六十七号）第五十八条の二第一項の規定により、次の区域を河川立体区域として指定する。

その関係図面は、四国地方整備局及び同局肱川ダム統合管理事務所に備え置いて縦覧に供する。

令和八年四月三日

四国地方整備局長　奥田　晃久

一　河川

肱川水系肱川

二　区域の表示

次の図面（第一号図から第四号図まで）の茶色で着色した部分の区域

（図面省略）

○岐阜県公安委員会告示第四号

次の特定抗争指定暴力団等につき、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第十五条の二第二項の規定による同条第一項の規定による指定の期限の延長により、公示事項の一部に変更があったので、同条第八項において準用する同法第七条第四項の規定により、次のとおり告示する。

令和八年四月三日

岐阜県公安委員会委員長　林　正子

一　特定抗争指定暴力団等

令和二年一月七日岐阜県公安委員会告示第一号一に係る特定抗争指定暴力団等（六代目山口組）

変更前

指定の期限　令和八年四月六日まで

変更後

指定の期限　令和八年七月六日まで

二　特定抗争指定暴力団等

令和二年一月七日岐阜県公安委員会告示第一号二に係る特定抗争指定暴力団等（神戸山口組）

変更前

指定の期限　令和八年四月六日まで

変更後

指定の期限　令和八年七月六日まで

○愛知県公安委員会告示第六号

次の特定抗争指定暴力団等につき、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第十五条の二第二項の規定による同条第一項の規定による指定の期限の延長により、公示事項の一部に変更があったので、同条第八項において準用する同法第七条第四項の規定により、次のとおり告示する。

令和八年四月三日

愛知県公安委員会委員長　中尾　友紀

一　特定抗争指定暴力団等

令和二年一月七日愛知県公安委員会告示第一号一に係る特定抗争指定暴力団等（六代目山口組）

変更前

指定の期限　令和八年四月六日まで

変更後

指定の期限　令和八年七月六日まで

二　特定抗争指定暴力団等

令和二年一月七日愛知県公安委員会告示第一号二に係る特定抗争指定暴力団等（神戸山口組）

変更前

指定の期限　令和八年四月六日まで

変更後

指定の期限　令和八年七月六日まで

○三重県公安委員会告示第九号

次の特定抗争指定暴力団等につき、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第十五条の二第二項の規定による同条第一項の規定による指定の期限の延長により、公示事項の一部に変更があったので、同条第八項において準用する同法第七条第四項の規定により、次のとおり告示する。

令和八年四月三日

三重県公安委員会委員長　吉田すみ江

一　特定抗争指定暴力団等

令和二年一月七日三重県公安委員会告示第百四十一号一に係る特定抗争指定暴力団等（六代目山口組）

変更前

指定の期限　令和八年四月六日まで

変更後

指定の期限　令和八年七月六日まで

二　特定抗争指定暴力団等

令和二年一月七日三重県公安委員会告示第百四十一号二に係る特定抗争指定暴力団等（神戸山口組）

変更前

指定の期限　令和八年四月六日まで

変更後

指定の期限　令和八年七月六日まで

○京都府公安委員会告示第四十六号

次の特定抗争指定暴力団等につき、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第十五条の二第二項の規定による同条第一項の規定による指定の期限の延長により、公示事項の一部に変更があったので、同条第八項において準用する同法第七条第四項の規定により、次のとおり告示する。

令和八年四月三日

京都府公安委員会委員長　池坊　由紀

一　特定抗争指定暴力団等

令和二年一月七日京都府公安委員会告示第三号一に係る特定抗争指定暴力団等（六代目山口組）

変更前

指定の期限　令和八年四月六日まで

変更後

指定の期限　令和八年七月六日まで

二　特定抗争指定暴力団等

令和二年一月七日京都府公安委員会告示第三号二に係る特定抗争指定暴力団等（神戸山口組）

変更前

指定の期限　令和八年四月六日まで

変更後

指定の期限　令和八年七月六日まで

○大阪府公安委員会告示第百四十五号

次の特定抗争指定暴力団等につき、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第十五条の二第二項の規定による同条第一項の規定による指定の期限の延長により、公示事項の一部に変更があったので、同条第八項において準用する同法第七条第四項の規定により、次のとおり告示する。

令和八年四月三日

大阪府公安委員会委員長　辻内　宏治

一　特定抗争指定暴力団等

令和二年一月七日大阪府公安委員会告示第二号一に係る特定抗争指定暴力団等（六代目山口組）

変更前

指定の期限　令和八年四月六日まで

変更後

指定の期限　令和八年七月六日まで

二　特定抗争指定暴力団等

令和二年一月七日大阪府公安委員会告示第二号二に係る特定抗争指定暴力団等（神戸山口組）

変更前

指定の期限　令和八年四月六日まで

変更後

指定の期限　令和八年七月六日まで

○兵庫県公安委員会告示第六十二号

次の特定抗争指定暴力団等につき、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第十五条の二第二項の規定による同条第一項の規定による指定の期限の延長により、公示事項の一部に変更があったので、同条第八項において準用する同法第七条第四項の規定により、次のとおり告示する。

令和八年四月三日

兵庫県公安委員会委員長　津田　隆雄

一　特定抗争指定暴力団等

令和二年一月七日兵庫県公安委員会告示第二号一に係る特定抗争指定暴力団等（六代目山口組）

変更前

指定の期限　令和八年四月六日まで

変更後

指定の期限　令和八年七月六日まで